

## 第4-2-(32)家畜商法に基づく供託（営業開始供託（金銭））

Webブラウザから

# かんたん登記・供託申請

不動産、商業・法人、動産譲渡、債権譲渡及び成年後見の各種登記関係手続並びに供託関係手続の一部に対応！

STEP1

利用場面選択

STEP2

事前準備

STEP3

申請情報入力

STEP4

送信

## 申請情報入力

申請に必要な情報を入力してください。

いくつかの項目は問診の結果をもとに設定されており、通常は編集できません。

任意の値に変更したい場合は、[内容を変更](#) から内容の変更ができるようになります。

[i](#)から申請情報の入力に関する情報が確認できます。

\*[手続についてを表示](#)（別タブで開きます）

### 申請先供託所 [i](#)

供託所を選択する

法務局

\*「供託所を選択する」ボタンから申請先の供託所を選択してください。

### 供託者

#### 住所 [i](#)

甲県乙市丙町一丁目1番1号

#### 氏名 [i](#)

甲山太郎

### 官庁の名称及び件名等 [i](#)

甲県知事免許番号第111号

### 供託の原因たる事実 [i](#)

供託者は、令和2年3月14日家畜商の免許を受けた者であるが、家畜の取引の業務を開始するに当たり、営業保証金として所定の金額金5万円を供託する。なお、家畜の取引の業務に従事する者は、供託者のほか下記の3名である。

記

甲県乙市丙町二丁目2番2号 乙野次郎

甲県乙市丙町三丁目3番3号 丙川三郎

甲県乙市戊町一丁目2番3号 丁野四郎

### 法令条項 [i](#)

家畜商法第10条の2第1項

## 供託金額 i

50000

円

## 送付する添付書面 i

- 送付する添付書面はない。
- 送付する添付書面がある。

## 供託書正本の交付方法 i

- 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。
- 書面の供託書正本の送付を請求する。

\*書面の供託書正本の送付を請求する場合は、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手等を供託所に送付してください。

## 備考 i

## 補正申請 i

- 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

## 連絡先情報 i

氏名

甲山太郎

電話番号

01-2345-6789

## 通信（連絡・コメント）欄 i

供託所宛てのメッセージは、こちらに記載してください。

## 氏名又は法人団体名（全角カナ） i

コウヤマタロウ